

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 鈴木整形外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県洲本市納 231 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 9月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年 10月 29日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	鈴木 剛	管理者

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	鈴木整形外科	兵庫県洲本市納 231 番地	一般病床 18 床 療養病床 0 床 [医療保険 18 床] [介護保険 0 床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月 26日 令和 3年度決算の決定
 令和 5年 3月 9日 令和 5年度事業計画策定

法人名 医療法人社団 鈴木整形外科
所在地 兵庫県洲本市納231番地

※医療法人整理番号 517

財 産 目 錄
(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産	額	841, 659 千円
2. 負 債	額	72, 518 千円
3. 純 資 産	額	769, 141 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	626, 139
B 固定資産	215, 520
C 資産合計 (A+B)	841, 659
D 負債合計	72, 518
E 純資産 (C-D)	769, 141

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

診療所のみを運営する法人

法人名 医療法人社団 鈴木整形外科
 所在地 兵庫県洲本市納231番地

※医療法人整理番号 517

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	626,139	I 流動負債	22,518
II 固定資産	215,520	II 固定負債	50,000
1 有形固定資産	159,387	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	3,006	負債合計	72,518
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	53,127	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	40,000
		II 積立金	729,141
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	769,141
資産合計	841,659	負債・純資産合計	841,659

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 鈴木整形外科
所在地 兵庫県洲本市納231番地

※医療法人整理番号 517

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	351,604
2 事業費用	294,136
本来業務事業利益	57,468
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	57,468
II 事業外収益	1,965
III 事業外費用	74
IV 特別利益	49
V 特別損失	293
税引前当期純利益	59,115
法人税等	211
当期純利益	58,904

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人社団 鈴木整形外科
所在地 兵庫県洲本市納231番地

※医療法人整理番号 517

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。

2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には親類を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。

ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人社団 鈴木整形外科
理事長 鈴木 剛 様

私は、医療法人社団 鈴木整形外科の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

() 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

() 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月18日

医療法人社団 鈴木整形外科

監事 寺坂 章 印